

山口県キャッシュレス対応POSレジ及びキャッシュレス決済端末機器調達に係る 公募型プロポーザル応募要項

1. 目的

本要項は、山口県キャッシュレス対応POSレジ及びキャッシュレス決済端末機器調達について、プロポーザル方式により契約業者を決定するに当たり、その手続について必要な事項を定める。

2. 調達物品の概要

(1) 調達物品及び台数

- ① キャッシュレス対応POSレジ（セミセルフレジ） 26台
- ② キャッシュレス決済端末（POSシステム連携） 59台

(2) 調達物品の仕様

別添「山口県キャッシュレス対応POSレジ及びキャッシュレス決済端末機器調達仕様書」のとおり

(3) 納入場所

別紙「手数料収納窓口機器納入場所一覧」に掲げる所在地において、県が指定する場所に指定する台数を納入・設置すること。

3. 納入期限

令和8年9月30日（水）

※ 本調達については、以下の①及び②に係る機器調達とし、③～⑦の役務又は業務に係る契約及び指定については、開始時期に合わせて別途行うものとする。

- ① 現金対応窓口へのPOSレジ等機器調達及び初期設定・設置
- ② キャッシュレス対応窓口へのキャッシュレス決済端末等機器調達及び初期設定・設置
- ③ 現金対応窓口（POSレジ等設置窓口）へのモバイル通信又はインターネット回線の導入
- ④ キャッシュレス対応窓口（キャッシュレス決済端末設置窓口）へのモバイル通信の導入
- ⑤ POSレジ及びキャッシュレス決済端末へのPOSシステムの導入
- ⑥ POSレジ及びキャッシュレス決済端末機器等の保守・POSシステム運用管理
- ⑦ キャッシュレス決済導入による指定納付受託

【調達等スケジュール（予定）】

概要	年度 年月 内容	令和7年度			令和8年度							
		令和8年								令和9年		
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10～12月	1～3月
本 調 達	業者選定											
	契約											
	機器調達											
	機器設置											
	導入サポート											
関連業務	通信(回線)導入											
	P O S システム導入											
	機器等保守業務											
	指定納付受託業務											

4. 機器等調達及び機器保守・P O S システム運用経費上限額

(初期設定・回線導入及びシステム等初期設定経費、機器等保守及びシステム管理経費を含む。)

150,712,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※機器調達等経費、通信(回線)導入及びP O S システム初期設定等導入経費（令和7年度から令和8年9月末まで）と、令和8年10月～令和14年3月末までの機器等運用保守及びシステム管理経費等の合計とし、キャッシュレス納付の決済手数料は含まない。

5 参加資格

本調達に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、大分類「02・電気通信機器類」について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特A又はAの等級に格付されている者又は大分類「05・電気通信サービス」、大分類「06・コンピュータサービス」若しくは大分類「99・その他」について業務の委託の特A又はAの等級に格付されている者であること。
- (4) この手続の開始の日から令和8年2月20日（金）までのいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けて

いないこと。

- (5) 本公募は1事業者による単独提案に加え、複数で構成される事業者の参加（共同提案）も、次の要件を満たす場合に限り認める。
- ア 共同提案を行う事業者（以下「構成事業者」という。）のうち、1者を代表事業者に定め、県への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。
 - イ 構成事業者全てが、法人格を有していること。
 - ウ 構成事業者全てが、5の(1)～(4)の参加資格を満たしていること。
 - エ 構成事業者全てが、他の単独又は他の共同提案の構成事業者として、本調達に参加していないこと。

6 参加表明書の提出

この手続への参加を希望する者は、参加表明書（別記様式1－1（単独提案）又は別記様式1－2（共同提案））を提出すること。

(1) 提出方法

山口県会計管理局会計課へ事前連絡のうえ、電子メールにより提出すること。

(2) 提出先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

山口県会計管理局会計課総務管理班

TEL：083-933-3910

E-mail：a25100@pref.yamaguchi.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年2月12日（木）午後5時まで（必着）

(4) その他

この手続の開始後に、5(3)に掲げる参加資格の申請をする場合は、その旨明記すること。

7 質疑応答

質問がある場合は、質問書（別記様式2）を提出すること。

(1) 提出方法

山口県会計管理局会計課へ事前連絡のうえ、電子メールにより提出すること。

(2) 提出先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

山口県会計管理局会計課総務管理班

TEL：083-933-3910

E-mail：a25100@pref.yamaguchi.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年2月12日（木）午後5時まで（必着）

(4) 回答方法

令和8年2月19日（木）午後5時までに、個別の質問の場合を除き、参加表明書を提出した全ての者に対して、電子メールにより回答する。

なお、回答の内容は、この要項、仕様書等を追加又は修正したものとして取り扱う。

8 応募書類の提出

(1) 提出書類

別紙1のとおり

(2) 提出方法

山口県会計管理局会計課へ事前連絡のうえ、電子メールにより提出すること。

(3) 提出部数

1部

(4) 提出先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

山口県会計管理局会計課総務管理班

TEL: 083-933-3910

E-mail: a25100@pref.yamaguchi.lg.jp

(5) 提出期限

令和8年2月20日（金）午後5時まで（必着）

(6) その他

ア 提案は、1者又は1共同提案について1提案とする。

イ 提出期限後の応募書類の追加、修正等は認めない。

9 審査

(1) 審査方法

山口県キャッシュレス決済対応POSレジ及びキャッシュレス決済端末機器調達審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、プレゼンテーションを実施した上で、最優秀提案者を決定する。

(2) 予備審査の実施

企画提案者が多数の場合、プレゼンテーションを実施する前に、予備審査（書類審査）を行う場合がある。その場合、予備審査で優秀な提案とされた企画提案者のみがプレゼンテーションに参加できる。

なお、予備審査の結果は、全ての企画提案者に対して、電子メールにより通知する。

(3) プrezentationの実施

We b会議方式により実施する。

（使用するWe b会議システムは、Microsoft Teamsを予定。なお、担当者と調整の上、事前に接続テストを実施する。）

ア 日 時 令和8年2月24日（火）午後1時から令和8年2月26日（木）午後5時までの間（予定）（詳細は別途通知）

イ 時 間 40分程度（企画提案30分以内、質疑応答10分程度）

ウ 準備物 企画提案者側のWe b会議に必要な機材（パソコン、カメラ、マイク等）については、企画提案者において用意すること。

エ その他 企画提案者が1者の場合であってもプレゼンテーションを実施し、審査委員会による審査を行う。

企画提案書に沿った内容とし、追加での提案説明は認めない。

(4) 審査基準

別紙2のとおり

(5) 最優秀提案者の決定

審査委員会の委員が、提出された企画提案書について、プレゼンテーションの内容を踏まえた上で審査基準に基づき採点し、審査において60%を超える合計点を得た者のうち、最も合計点の高かった者を最優秀提案者とする。

なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

10 審査の結果

審査の結果は、プレゼンテーションに参加した全ての企画提案者に対して、後日電子メールにより通知する。

11 最優秀提案者との契約

最優秀提案者から見積書を徴し、調達内容等を協議の上、契約を締結する。

なお、協議が不調の場合は、9(5)の順位付けの結果が上位の者から順に契約締結の協議を行う。

12 失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) この要項に違反すると認められる場合
- (5) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

13 その他留意事項

- (1) 企画提案書の作成その他企画提案に要する費用は全て企画提案者の負担とする。
- (2) この要項に基づき提出された書類は返却しない。
- (3) この手続の開始後に5(3)に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和8年2月12日（木）午後5時までに山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
- (4) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

14 問い合わせ先

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

山口県会計管理局会計課総務管理班

T E L : 083-933-3910

E-m a i l : a25100@pref.yamaguchi.lg.jp